

平成24年11月14日

各位

会社名神姫バス株式会社代表者名取締役社長 上杉雅彦

(コード9083 大証第2部)

問合せ先 企画部長 永井勝浩

(TEL: 079-223-1247)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は平成23年6月29日に提出いたしました第128期内部統制報告書(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)及び平成24年6月28日に提出いたしました第129期内部統制報告書(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)の記載事項の一部に誤りがありました。金融商品取引法第24条の4の5の第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を本日提出いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、平成24年10月2日付「当社子会社元役員による不正行為についてのお知らせ」 にて発表いたしましたように、当社子会社である株式会社ホープ及び株式会社エルテオに おいて、両社の代表者を兼務していた子会社の元役員による不正行為が判明しました。

本件につきましては、発覚後、直ちに社内調査を開始し、社外の弁護士及び公認会計士を加えた調査委員会を立ち上げ、その全容の解明に取り組み、平成24年11月10日に同委員会より、調査報告書を受領しております。尚、調査報告書は平成24年11月13日付「当社子会社元役員による不正行為に関する調査結果について」にて開示しております。

当社はこれを受けて、平成23年3月期第1四半期以降の連結財務諸表を訂正するととも に当該期間の内部統制の一部に重要な欠陥または開示すべき重要な不備があったと認識し、 内部統制報告書の訂正に至りました。

2. 訂正の内容

第 128 期内部統制報告書の訂正内容は下記のとおりです。尚、第 129 期内部統制報告書の訂正内容については、【評価結果に関する事項】の(訂正後) 2 行目の「重要な欠陥」が「開示すべき重要な不備」となる以外は同様の訂正内容となっておりますので記載を省略いたします。

【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点の当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社子会社である株式会社ホープ(以下「ホープ」という)及び株式会社エルテオ(以下「エルテオ」という)において、両社の代表者を兼務していた者(以下「元代表者」という)による会社資産の不正な私的流用が判明した。当社は詳細かつ正確な事実関係の解明を行うことを目的として、外部専門家を加えた調査委員会を直ちに設置し調査を実施した。

当該調査により元代表者は、自らが代表取締役を務めるホープ又はエルテオより、不当に工事代金を水増しした工事若しくは架空工事を発注させ、自らが支配する架空の建設業者又は懇意の協力請負業者にこれを受注させて、架空の建設業者の銀行口座よりその代金のほぼ全額を取得するほか、協力請負業者から架空工事又は水増し分の一部若しくは全部を元代表者個人に支払わせていたことが確認された。尚、調査委員会による調査報告書は平成24年11月13日付「当社子会社元役員による不正行為に関する調査結果について」にて開示している。

当社はこれを受けて、平成23年3月期以降の決算を訂正し、平成23年3月期第1四半期から平成25年3月期第1四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を平成24年11月14日に提出した。

また当該不正が発生したホープ、エルテオの2社において全社統制の一部に、①不正リスクが高まる人材配置(利益相反関係にある2社の代表者を兼務させた)、②子会社取締役の職責の認識不足、③内部公益通報制度が適時に機能しなかった等、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなった欠陥が存在したと判断した。

当社は上記欠陥の改善と当社グループ全体の内部統制の強化を図るべく、調査報告書にて提示された対策をはじめとする再発防止策を直ちに実施し、有効な内部統制の構築に努める。

上記再発防止策として、以下の措置を実施する。

- 1. 子会社代表者兼務の原則禁止
- 2. 当社グループにおけるガバナンスの強化
- 3. 内部公益通報制度の見直し
- 4. 当社による会計・経理業務支援
- 5. コンプライアンス委員会の活動強化